【KSKQ】 2021年1月号 No.211

あいえるらくがき帳

一九九一年九月三日　第三種郵便物承認　毎月（1・2・3・4・5・6・7・8の日）発行

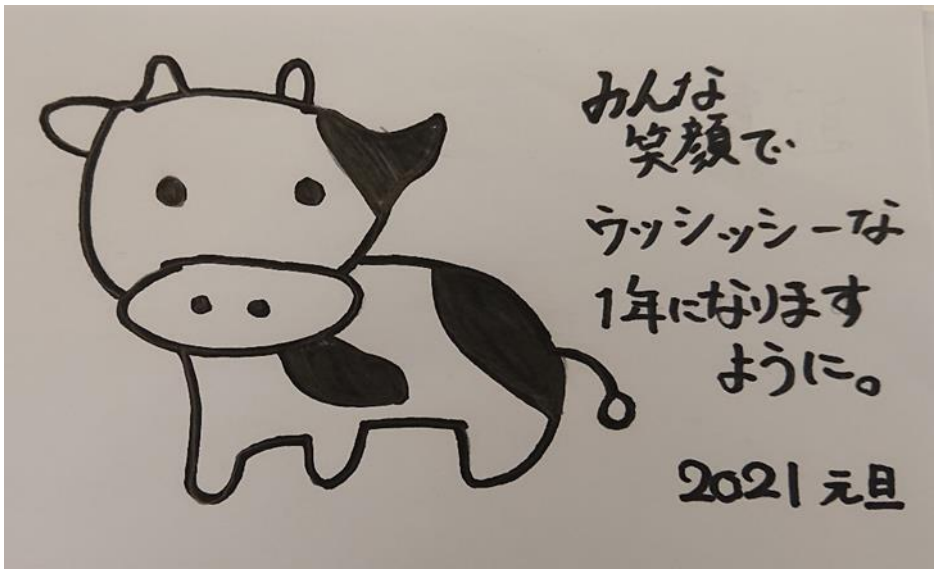

この絵は、ウィルのメンバーの方に年賀状のイラストをお願いしたものです。とても味のある絵に仕上がりました☆

2021年は丑年。笑顔で楽しい活動が出来て、「ウッシッシー」な一年になればいいなと思います。

その他、ウィルの活動の様子はこちらからご覧ください→

もくじ

○オンライン時代と障害者問題
――当事者スタッフのコラムです
○あがけ！泥臭く！
――その人らしい生活をサポートするために大切なポイントを紹介します
○ある条件で特別障がい者手当がなくなる！？
――特別障がい者手当について紹介します

http://aiel.or.jp

あいえる協会公式サイトはこちら

ピア・エンジンコラム

コロナ禍は障害者問題を見にくくするのでは？！

コロナウィルス感染拡大に翻弄される現代人の生活は、その生活様式を一変させられました。緊急事態宣言が発令され、マスクやフェイスシールドの着用が義務のようになり、ステイホームが叫ばれ、三密を避けてソーシャルディスタンスを守る生活が強要されました。

密をさけるために、オンライン文化が推奨され、ステイホームで何でもかんでも出来るようになります。例えば、オンライン会議が私の場合でも増えてきました。大阪にいながら家から外出せずに東京での会議に参加できるのです。交通費もいらないし、雨の日の色々な心配事もなく、階段や段差の心配もなく、「なんて便利～！なんて楽ちんなの～！」と、感動して喜んでいる私がいます。

しかし、一方で人に出会うことが奪われてしまうステイホームの生活は、障害者にとっては「差別が見えにくくなる」怖さがあると、私は思っています。

障害者が外出しなくなると、街の段差やお店の不便さなどが、障害者と健常者ともに、気づくことがなくなる。障害者はバリアフリーなんて関係なくなり、道行く人からの視線や差別的な言葉を受けることもなく、障害者差別の問題にぶち当たることもなくなってしまうのではないでしょうか。

また、リモートによって人と接する機会がなくなれば、まわりの人達に自分の身体つきを見てもらったり、顔色を見てもらったりすることもありません。変形した障害者の身体や言語障害があるゆえに、つばが飛んできたり、その人の体臭なども感じることができません。障害者と握手した時、その手のぬくもりや冷たさなども感じることがありません。このような人間臭さこそが人間にとって大事ではないでしょうか。

そして、障害者との出会いがなくなった健常者は、障害者が同じ社会の中に生きているということを忘れてしまいます。障害者問題と出会うことがないまま「内なる差別」を温存してしまい、その結果として、出生前診断で障害児と分かった時に、平気で中絶してしまうことにつながっていくのではないでしょうか！！！

コロナ禍で障害者問題が潜在化してしまうことに抗し、忘れられていく障害者も使いやすい街つくり運動も忘れずに進めていきたいものです。

今後も皆さん、もう一度障害者もそよかぜのように街に出よう！と呼びかけたいですね！（文責：MIKKO）

このコラムは、あいえる協会ＨＰに
掲載したコラムから抜粋したものです。
全文はこちらからご覧ください→

支援関連コラム

あがけ！泥臭く！

～支援者にとって大切なこととは？？～

今回も支援ハンドブックから、その人らしい生活をサポートするために大切なポイントを紹介します。

☆『支援』＝個人で行うものではない☆

その人（当事者）を中心に**チーム（組織）**で取り組んでいくことが大切です！

私だからその人の対応ができる！私しかできない！その人しかできない支援は継続することは難しいでしょう。

☆掘り下げの視点☆

課題や問題がおきたとき、起こっている表面上のことだけを見てどうするか判断しがち。

『**なぜそうなるのか？**』を考える。障害を含むその人のことを理解し、起こっている表面上だけを見て判断するのではなく、その背景にある要因や原因に目を向ける事。『**何からくるものなのか？**』どこにしんどさがあるのか？掘り下げる視点が必要です。

そしてそこからどう動いていくか、どうアプローチをしていくかをチーム(組織)で考え、一致し、方向性を出して動いて行きます。

☆考え続けること、振り返ること☆

自分の価値観で対応してしまっていないか、その人の課題、行動に対して直さないといけない、変わってもらわないといけない、わからせないといけない、そんな気持ちになっていないか・・

常に振り返ることが大切です。

あがけ、もがけとは、支援に行き詰ったときに私の大先輩の方がかけてくれた言葉です。あがくとは活路を見いだそうとして必死になって努力することを意味します。日々私たちは、「これでいいのだろうか」と模索しながら支援を行っています。「支援に正解なし！」考え続けることがとても大切だと思います。

（文責：岡田）

制度関連コラム

ある条件で
特別障がい者手当が
なくなる！？

今回は特別障がい者手当についてお話したいと思います！

この特別障がい者手当ですが、一度受給をしていても施設に入所する、または３か月を超えて入院すると資格が喪失してしまい、再度認定が必要となります。

怖いことが施設入所や３か月を超えて入院して資格を喪失してしまう事が判明した場合は遡って受給資格が喪失してしまい、資格がなく受け取っていた手当を返還しなければならないということです。このことはあまり周知されておらず、「知らなかった！」と思う方もいると思います。毎年来る現況届には入院した期間があるかどうかの記載もあり、この事を知ってしまうとより現況届の重みがわかりますよね。大切なことなので、受給しているみなさんやまわりの支援者の方々も意識していくことが必要です。

『特別障がい者手当とは…』

20 歳以上で精神（知的を含む）又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活において、常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の方に対して支給される手当です。

この手当は認定が厳しい年金のひとつです。対象の要件はとても細かく決められているので、お住まいの各区の保健福祉センターに確認してください。

☆申請方法☆

医師による現在の障がいの状況を記載した所定の診断書を添えて各区の保健福祉センターに申請します。

〇特別障がい者手当は、原則として毎年２月、５月、８月、11 月に、それぞれの前月分までが支給されます。令和２年４月から 27,350 円の支給になっています。(年度ごとに金額は変わります。)

〇受給している方に関しては受給状況を確認するために毎年８月 12 日から９月 11 日の期間中に現況届（所得状況届）の提出が必要となります。対象となる方には毎年７月下旬から８月初めにお知らせを送付しますので、手続きが必要になります。(文責：尾崎)

お知らせコーナー

みんなのぬくぬく ～交流スペース～

■次回ぬくぬくスケジュール■

新型コロナウィルス感染拡大防止のため休止中です。新しい生活様式での開催を目指しています！

★ヘルパーさん大募集★

時給：1280 円～

勤務地：住吉区・西成区の一部

勤務日：週１日～OK!※応相談！

連絡先：ヘルプセンター・ホップ
住吉区長居１－３－１９和光第３ビル３F
TEL:０６－６６９４－５１４６

先輩ヘルパーの
インタビュー記事はこちら

男性・女性・学生の方・主婦(夫)の方・未経験者大歓迎です！

お気軽にお問い合わせください！

住吉区地域自立支援協議会

■障害者の暮らし何でも相談■

日程：１月２７日(水)　１１時～１４時

場所：住吉区役所

＊詳しくは住吉区地域自立支援協議会の HP でご確認ください

住吉区地域実支援協議会 HP

編集人・発行人

■編集■

社会福祉法人あいえる協会ライフ・ネットワーク（生活介護事業所）

〒558-0004　大阪市住吉区長居東 3-8-25　ふぁみーゆ長居Ⅱ１F

ＴＥＬ：06-6607-8260　　ＦＡＸ：06-6607-5503

郵便振替口座　00960-5-137458　年間購読料 600 円（定価 100 円）

■発行人■

関西障害者定期刊行物協会

大阪市天王寺区真田山町 2-2 東興ﾋﾞﾙ４F

一九九一年九月三日　第三種郵便物承認　毎月（1・2・3・4・5・6・7・8の日）発行

社会福祉法人あいえる協会

法人本部
ヘルプセンター・ホップ
自立生活センター・まいど
グループホーム・あいえる
グループホームほんわか
ウィル
ライフ・ネットワーク
ピア・エンジン（分所）